

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

みなし役員—法人の経営に従事しているか否かが争点となった事例



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

法人税法2条15号では、役員の意味について、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。」とし、法人税法施行令7条では、1号で、法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。)以外の者でその法人の経営に従事しているもの、2号で同族会社の使用人のうち、一定の要件を満たしている者で、その会社の経営に従事しているものを法人税法2条15号に規定する政令で定める者としており、法人税法上の役員に該当するか否かは、その法人の「経営に従事している」か否かが問われることとなっています。

今回はみなし役員について、「その法人の経営に従事している」か否かが争点となった事例をご紹介します。

I. 発行済株式の50%を超える株式を保有する者の代表取締役就任前の期間

平28.3.31公表裁決
(J102-3-09)(一部取消し・棄却)

1. 事案の概要

本件は、原処分庁が、損害保険代理業等を営む請求人の代表取締役であるEは、代表取締役として再度就任する前の期間において、請求人の発行済株式の50%を超える株式を保有していたこと等から、法人税法上の役員に該当するため、同期間にEに対して支払った業務委託契約に基づく報酬は損金の額に算入されない役員給与に該当する等として更正処分等を行ったのに対し、請求人がその取消しを求めた事案です。

2. 審判所の判断

原処分庁は、Eが請求人の人事や資金計画に関わっていたことについて、

Eの調査担当職員に対する申述等を根拠の一つに挙げている。しかしながら、これらの内容からはいつの時点においていかなる役割を担っていたのが必ずしも明らかでないところ、これを具体的に裏付ける証拠資料の収集がされていない上、請求人は、この点について、Eが切り盛りしていたのは営業のことであり、また、資金繰りについては代表取締役として再度就任した後に関与したものである旨主張しているが、この主張を排斥するだけの証拠資料も存しない。

原処分庁は、EがL社との間で締結された報酬計算等に係る業務委託契約書に、請求人の代表取締役として署名及び押印をしていることを根拠の一つとして主張しているが、Eが代表取締役として署名、押印した書面があるからといって、代表者でないものが契約当事者となっているというにすぎず、その契約内容も重要な業務に係るものとはいえないことから、本件契約書をもってEが請求人の経営に従事していたことを裏付けるものとまでは認め難い。

原処分庁の主張する事実をもって、Eが経営に従事していたとは認めるに足りず、また、当審判所の調査の結果によっても、これを認めるに足りる証拠資料は存しない。以上によれば、Eは代表取締役として就任する前において、法人税法上の役員に該当するとはいえない。

II. 代表者の妻の使用人勤務期間

平22.4.6非公開裁決
(F0-2-372)(一部取消し・棄却)

1. 事案の概要

本件は、請求人の代表者乙の妻である甲の役員退職給与について、原処分庁が、取締役在任期間である17年を勤

続年数として役員退職給与の相当額を算定したのに対し、請求人が、役員就任前の使用人時代(甲は、請求人が株式会社への組織変更前の有限会社であった期間に取締役として登記されていなかった)がみなし役員に該当するから、通算して32年を適用すべき旨を主張した事例です。

2. 審判所の判断

乙は、甲が従業員採用、資金繰りの決定、従業員賞与の査定など重要な意思決定に参画し、設立時から夫婦二人で請求人の経営に当たってきた旨を答述する。また、甲が提出した陳述書には、設立時から甲は、従業員の労務管理、監督官庁等の折衝、官工事等の指名願い等のほか、代表者に代わっての対外折衝、事務所等の移転や組織変更など請求人の重要事項の決定に大きく関与していた旨の具体的な詳細な内容の記載があり、その内容は主要な部分で乙の答述と合致する。これらはいずれも信用でき、甲は、取締役就任以前の使用人時代において株式会社の取締役時代と同様に請求人の経営に従事していたものと推認される。

有限会社時代、請求人における両人合計の持株割合が50%以下となることはなかったものと推認され、持株割合の基準は充たしているものと認められる。よって、有限会社時代において、甲はみなし役員に該当するとみるのが相当であり、甲の役員退職給与の相当額を算定するに当たり、勤続年数は使用人時代を含めて32年とするのが相当である。

III. 特許業務法人の社員

平26.6.12非公開裁決
(F0-2-578)(棄却・却下)

1. 事案の概要

本件は、特許業務法人である請求人が複数の社員に支給した歩合給の金額

について、原処分庁が、当該各社員に対する歩合給は法人税法上の役員に対して支給した給与であるから、損金の額に算入されないなどとして、更正処分等を行ったのに対し、請求人がその取消しを求めた事案です。

2. 審判所の判断

弁理士法第46条は、特許業務法人の社員は、全て業務を執行する権利を有し、義務を負うと規定するところ、同条に規定する業務の執行には、特許業務法人の事業運営上の重要事項に参画することが含まれると解されることから、特許業務法人の社員は、特許業務法人の事業運営上の重要事項に参画する権利を有し、義務を負っていることになる。そして、同条には、特許業務法人の社員の業務の執行に関し「定款に別段の定めがある場合を除き」とは規定されていないことからすると、特許業務法人の社員は、定款はもちろんのこと、法人内部の取決めや社員間の合意等によって事業運営上の重要事項に参画する権利及び義務を制限することはできず、一部の社員を事業運営上の重要事項への参画から排除することはできないこととなる。

そうすると、特許業務法人においては、出資のみを行い業務執行を行わない社員が認められておらず、全ての社員が当該法人の事業運営上の重要事項に参画することになることから、社員は全て当該法人の経営に従事していると認められ、本件各社員は法人税法上の役員に該当する。

おわりに

TAINSで上記裁決を検索する場合のキーワードは、「みなし役員」、「経営に従事」です。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

入会法人 (1月届出分)

法人番号	法人の名称
2754-2	税理士法人ベリーベスト 墨田支店 墨田区文花2丁目16番9-407号
3900	MC税理士法人 新宿区新宿3丁目11番10号4F
3924	税理士法人スターズ 新宿区新宿4丁目3番17号 forecast新宿south5階
2766-1	税理士法人お茶の水税経 新宿支社 新宿区西新宿1丁目18番6号 新宿須田ビル8階
3942	税理士法人久賀事務所 新宿区新宿1丁目15番11号 今給黎ビル3階
3916	税理士法人おとだ総合会計事務所 大田区中馬込1丁目1番17-103号
3910	小谷野税理士法人 渋谷区代々木1丁目22番1号 代々木1丁目ビル14階
3919	税理士法人佐藤三田会計事務所 中野区本町1丁目2番12号
3951	税理士法人コマヤマ会計 中央区八丁堀3丁目1番7号

3950	税理士法人ブリッジフィールド国際会計事務所 新宿区新宿1丁目3番8号 YKB新宿御苑ビル6階
3917	よつば税理士法人 杉並区下高井戸2丁目14番14号
3911	下川・木地税理士法人 中央区日本橋堀留町1丁目6番5号 丸彦ビル2階
3918	税理士法人日本タックスサービス 渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館3階
3943	ARK税理士法人 渋谷区東3丁目25番4号
3944	税理士法人根本税理士事務所 江戸川区西小岩3丁目31番14号 ジブラルタ生命小岩ビル2階
3827-1	税理士法人AAA 東京事務所 中央区京橋1丁目17番12号 吉住ビル401号室
3937	税理士法人山本・日下会計事務所 杉並区荻窪4丁目28番11号 ツインビル中田3階
3936	税理士法人THREE 千代田区神田神保町3丁目10番地 宝栄ビル301
3945-1	愛媛社・本郷税理士法人 東京事務所 杉並区荻窪3丁目46番8-303号

3937-1	税理士法人山本・日下会計事務所 山本事務所 豊島区西池袋3丁目23番7号 西池サンケイビル3階
3952	税理士法人二重作会計事務所 豊島区東池袋1丁目36番7号 アルテール池袋412

退会法人 (1月届出分)

法人番号	法人の名称	支部	日付
766-4	税理士法人ウィン 東京事務所	日本橋	11月30日
3570-1	税理士法人マネジメントリンク 東京事務所	芝	1月12日

東京税理士会会員状況

・税理士会員		・法人会員	
12月末会員数	22,139名	1,423事務所	
入会数	75名	22事務所	
退会数	48名	2事務所	
1月末会員数	22,166名	1,443事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。